

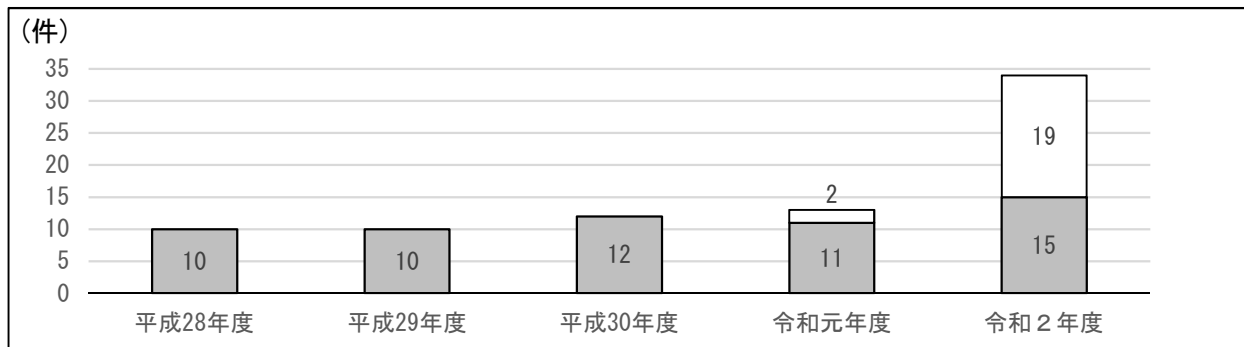
令和3年6月4日

令和2年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について

消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者に財産上の被害が生じる事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づく措置を採り、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和2年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況は次のとおりです。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



- (凡例) 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案
 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

1 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案（15件）

令和2年度は、消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案として、化粧品や医薬部外品のアフィリエイト広告に関する事案、偽の通信販売サイトに関する事案、インターネット接続サービスの勧誘に関する事案などについて、15件の注意喚起を行いました。

内訳は下表のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

<消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案>

| No. | 事案の概要 | 消費者事故等の種類 | 件数 |
|-----|--------------------------------------|-----------------------|----|
| ① | 虚偽・誇大なアフィリエイト広告に関する注意喚起 | ○虚偽・誇大な広告・表示 | 2件 |
| ② | 偽の通信販売サイトに関する注意喚起 | ○消費者を欺く行為 ○債務の履行拒否 | 5件 |
| ③ | パソコンの画面に偽の警告を表示して金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起 | ○消費者を欺く行為 | 1件 |

| No. | 事案の概要 | 消費者事故等の種類 | 件数 |
|-----|--------------------------------|--------------------|----|
| ④ | インターネット接続サービスの勧誘を行う事業者に関する注意喚起 | ○不実告知 | 2件 |
| ⑤ | 情報商材販売業者に関する注意喚起 | ○虚偽の広告・表示 ○不実告知 | 2件 |
| ⑥ | 原野商法や商品先物取引の二次被害に関する注意喚起 | ○不実告知 | 2件 |
| ⑦ | 訪問介護に関するサービスを提供する事業者に関する注意喚起 | ○債務の履行遅延 | 1件 |

2 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案（19件）

消費者庁が令和2年度に特定商取引法に基づき行政処分を実施した事案のうち、下表の事案について、併せて消費者安全法に基づく注意喚起を19件行いました。

内訳は次のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

- (1) 下表⑧及び⑨の事案について、行政処分の対象となった事業者の関連事業者が、新たに消費者に財産上の被害を生じさせるおそれがあると認められたことから、当該行政処分と併せて、6件の注意喚起を実施しました。
- (2) 下表⑩の事案について、行政処分の対象となった事業者が、引き続き消費者に財産上の被害を生じさせるおそれがあると認められたことから、当該行政処分と併せて、13件の注意喚起を実施しました。

<特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案>

| No. | 事案の概要 | 消費者事故等の種類 | 件数 |
|-----|----------------------------|-------------------------------|-----|
| ⑧ | 福利厚生サービスに係る連鎖販売事業者に関する注意喚起 | ○不実告知 ○契約書面交付義務違反 | 2件 |
| ⑨ | 教育サービスに係る訪問販売事業者に関する注意喚起 | ○威迫して困惑させる行為 ○再勧誘 ○迷惑勧誘 | 4件 |
| ⑩ | 偽ブランド品を販売する通信販売事業者に関する注意喚起 | ○虚偽の広告 | 13件 |

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557

1 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案の概要

| No. | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|-----|-------------------|---|--|
| ① | R3. 3. 1 注意喚起 | 虚偽・誇大なアフィリエイト広告に関する注意喚起 | <p>① 株式会社 Libeiro は、「エゴイプセビライズ」と称する化粧品を通信販売の方法により販売するに当たり、アフィリエイト広告において、あたかも、当該商品を使用すれば3日から1週間程度で肌のシミが確実に消えるかのように表示していたが、実際には、当該商品には肌のシミをかかると短期間で確実に解消する効果はないものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。</p> <p>また、同社は、アフィリエイト広告において、当該商品を使用したことにより1週間以内に肌のシワが解消したという内容の体験談を表示していたが、実際には、当該体験談は架空のものであり、さらに、あたかも、特定の1日に限り、通常価格9,800円の当該商品が2,980円で購入できるかのように表示していたが、実際には、当該商品はこの日以降も2,980円で販売されているものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。</p> <p>② 株式会社シズカニューヨークは、「シズカゲル」と称する医薬部外品を通信販売の方法により販売するに当たり、アフィリエイト広告において、あたかも、当該商品を使用すれば3日程度で肌のシミが確実に消えるかのように表示していたが、実際には、当該商品には肌のシミをかかると短期間で確実に解消する効果はないものであった（虚偽・誇大な広告・表示）。</p> <p>また、同社は、アフィリエイト広告において、当該商品を使用したことにより短期間で肌のシミが解消したという内容の体験談を表示していたが、実際には、当該体験談は架空のものであり、さらに、あたかも、当該商品は期間限定で販売されるものであり、在庫が僅少であって売り切れた場合には長期間購入できなくなるかのように表示していたが、実際には、当該商品は期限後も販売されており、在庫も僅少にはなっていない（虚偽・誇大な広告・表示）。</p> |
| ② | R2. 4. 30 注意喚起 | 「SENJU 株式会社」と称する通信販売サイトを運営する事業者に関する注意喚起 | <p>「SENJU 株式会社」と称する通信販売サイトを装うウェブサイトを運営する事業者は、当該サイトを複数開設し、当該サイトにおいて、他の通信販売サイトと比して著しく安い価格で商品を販売する旨を表示していたが、当該サイトで商品を注文しても、商品が届かない又は全く異なる商品が届くのみであり、注文どおりの商品は届かないものであった（債務の履行拒否）。</p> |

| No. | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|-----|--------------------|--|---|
| | R2. 10. 21 注意喚起 | 実在の通信販売サイトをかたった偽サイトなどに関する注意喚起 | <p>「dyson」と称する公式の通信販売サイトの偽サイトを運営する事業者及び「LOWYA」と称する公式の通信販売サイトの偽サイトを運営する事業者は、それぞれ、公式サイトをかたった偽サイトを公開し、公式サイトの運営者の情報を記載して公式サイトの運営者になりすまし、これらの偽サイトが公式サイトであるかのように装って消費者を誤認させて商品を注文させた上、消費者が注文した商品を発送していなかった（消費者を欺く行為及び債務の履行拒否）。</p> <p>また、「特価用品専門店」と称する偽の通信販売サイトを運営する事業者は、通信販売サイトであるかのような偽サイトを公開し、架空の運営者情報を記載し、当該サイトが通信販売サイトであるかのように装って消費者を誤認させて商品を注文させた上、消費者が注文した商品を発送していなかった（消費者を欺く行為及び債務の履行拒否）。</p> |
| | R2. 12. 10 注意喚起 | 人気の家庭用テレビゲーム機などを販売しているかのように装う偽の通信販売サイトに関する注意喚起 | <p>「PLUS」等と称する偽の通信販売サイト（以下「本件偽サイト」という。）を運営する事業者は、通信販売サイトであるかのような偽サイトを公開し、虚偽の運営者情報を記載し、本件偽サイトが通信販売サイトであるかのように装って消費者を誤認させて、「Nintendo Switch」と称する家庭用テレビゲーム機等の商品を注文させた上、消費者が注文した商品を発送していなかった（消費者を欺く行為及び債務の履行拒否）。</p> |

| No. | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|-----|-------------------|--|--|
| ③ | R3. 2. 19 注意喚起 | 「Microsoft」のロゴを用いて信用させ、パソコンのセキュリティ対策のサポートなどと称して多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起 | <p>消費者がパソコンを操作している際に、突然、「Microsoft」のロゴを伴う「あなたのコンピュータにウイルスが見つかりました。」「当社に今すぐ電話してください。」などの偽警告を「Microsoft」又はその関係者が発しているかのように表示する事業者は、パソコンの危険な状態を修復等するためには、その場で同事業者とサポート契約を締結することが必要であって、当該契約に基づき同事業者が修復及びセキュリティ対策の措置を講じるかのように告げて、消費者にその旨信用させるが、実際には、当該偽警告が表示された時点において、消費者のパソコンがすぐに対応しないと危険な状態にあったと認められる事情は見当たらず、そのため、その場で当該契約を締結することが必要であったとは認められないものであった。</p> <p>また、同事業者が、サポート契約に基づく措置を講じた事実は確認されておらず、そもそも、同事業者には当初から当該契約を履行するつもりはなかったものと認められるものであった。</p> <p>さらに、同事業者は、日本マイクロソフト株式会社やその関連会社とは全く無関係であった（消費者を欺く行為）。</p> |
| ④ | R2. 9. 25 注意喚起 | マンション管理会社の関係者を装い、マンション全体のインターネット接続サービスが切り替わるかのように告げて、インターネット接続サービスの契約をさせる事業者に関する注意喚起 | <p>株式会社レイスペック及びSail Group株式会社は、「SoftBank Air」と称するインターネット接続サービス（以下「本件サービス」という。）の契約を勧誘するに当たり、あたかも、マンション全体のインターネット接続サービスが本件サービスに切り替わることから、その手続のためにマンションの管理会社の依頼で来訪したかのように告げていたが、実際には、当該2社が管理会社から本件サービスの勧誘について依頼を受けた事実も、マンション全体のインターネット接続サービスが本件サービスに切り替わることになったという事実もなかった（不実告知）。</p> |

| No. | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|-----|-----------------|--|--|
| ⑤ | R2.10.7 注意喚起 | 毎月10万円もうかる ビジネスなどとうたい、 多額の金銭を支払わせる 事業者2社に関する注意喚起 | <p>株式会社セレブリック及び株式会社トヨマルは、LINE メッセージ及び販売用ウェブサイトにおいて、あたかも、9,800円を支払って「ミネルヴァ」と称するサービス（以下「ミネルヴァ」という。）の利用を開始しさえすれば、誰でも確実にお金を稼ぐことができるかのように表示していたが、実際には、9,800円を支払ってミネルヴァの利用を開始しても、「無在庫販売」で「せどり」を行うビジネス（以下「本件ビジネス」という。）を成功させるために肝心な、大手通販サイトA（以下「A」という。）への出品に適した売れる商品の情報等を得ることはできず、この情報等を得るためには有料オプションプランへの加入が必要とされるため、それだけで誰でも確実にお金を稼ぐことができるものではなかった（虚偽の広告・表示及び不実告知）。</p> <p>また、当該2社は、電話で有料オプションプランへの加入を勧誘する際に、あたかも、当該プランに加入しさえすれば、Aへの出品に適した売れる商品の情報等を得ることができ、誰でも近日中かつ確実に、高額な当該プランの料金を超える稼ぎを得ることができるかのように告げていたが、実際には、当該プランに加入しても、Aへの出品に適した売れる商品の情報等を得ることはできず、さらに、Aの規約では、本件ビジネスのような「無在庫販売」が禁止されており、Aの運営事業者が「無在庫販売」を行っているアカウントを発見した場合には警告・アカウント停止の措置が採られるため、誰でも近日中かつ確実に高額な当該プランの料金を超える稼ぎを得ることができるものではなかった（不実告知）。</p> |
| ⑥ | R2.6.5 注意喚起 | 「あなたの土地を売 ってくださいませんか。」 などと原野などの売却 を持ちかけ、消費者に 金銭などの被害をもた らす事業者に関する注 意喚起 | <p>富士建設株式会社は、消費者が所有する原野等の土地の売却を勧誘するとともに、当該土地を同社に売却する条件として、同社が所有し、購入者が決まるとする別の土地を、後で必ず買い戻すので一旦消費者が購入する必要があると告げ、さらに、その土地を売却した際に返却するとして、土地の売買に必要な「諸経費」等の名目で、消費者に多額の金銭を支払わせていたが、実際には、同社が所有していた土地の購入を希望する買手は存在せず、その土地の売却に必要な「諸経費」等が発生するものではないため、約束の期限を過ぎても、消費者が一旦購入した土地が売却されることはなく、「諸経費」等の名目で支払った金銭も返還されないものであった（不実告知）。</p> |

| No. | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|-----|-------------------|--|---|
| | R2. 8. 5 注意喚起 | 「商品先物取引で被った損失を取り戻せる」などとうたい、高額な金銭を支払わせる株式会社コムに関する注意喚起 | 株式会社コムは、「コム総合探偵事務所」と称する屋号を用いて、既に存在しないオリエント貿易株式会社（以下「オリエント貿易」という。）を介した商品先物取引で過去に損失を被った消費者に対し、勧誘時には、当該損失相当額をオリエント貿易に請求して支払わせることができるに足る事情は見当たらないにもかかわらず、あたかも、「調査委任契約」を締結して「調査費用」を支払いさえすれば、消費者が被った損失に相当する金銭と消費者が支払う「調査費用」に相当する金銭の支払を請求する裁判を起こすことができ、その訴訟を通じて、これらをオリエント貿易に支払わせることができるかのように告げていた（不実告知）。 |
| ⑦ | R2. 6. 10 注意喚起 | 多額の支払遅延を生らせている一般社団法人全国育児介護福祉協議会に関する注意喚起 | 一般社団法人全国育児介護福祉協議会は、「介護の時間サービス」と称するサービスを提供し、一定の条件の下、会員となった消費者が訪問介護サービスを利用した際の費用を介護サービス事業者へ支払い、また、会員から請求された健康祝金等を給付していたが、会員が「介護の時間サービス」を利用した際の費用の立替分や会員から請求された健康祝金等の給付について、多額の支払遅延を生じさせていた（債務の履行遅延）。 |

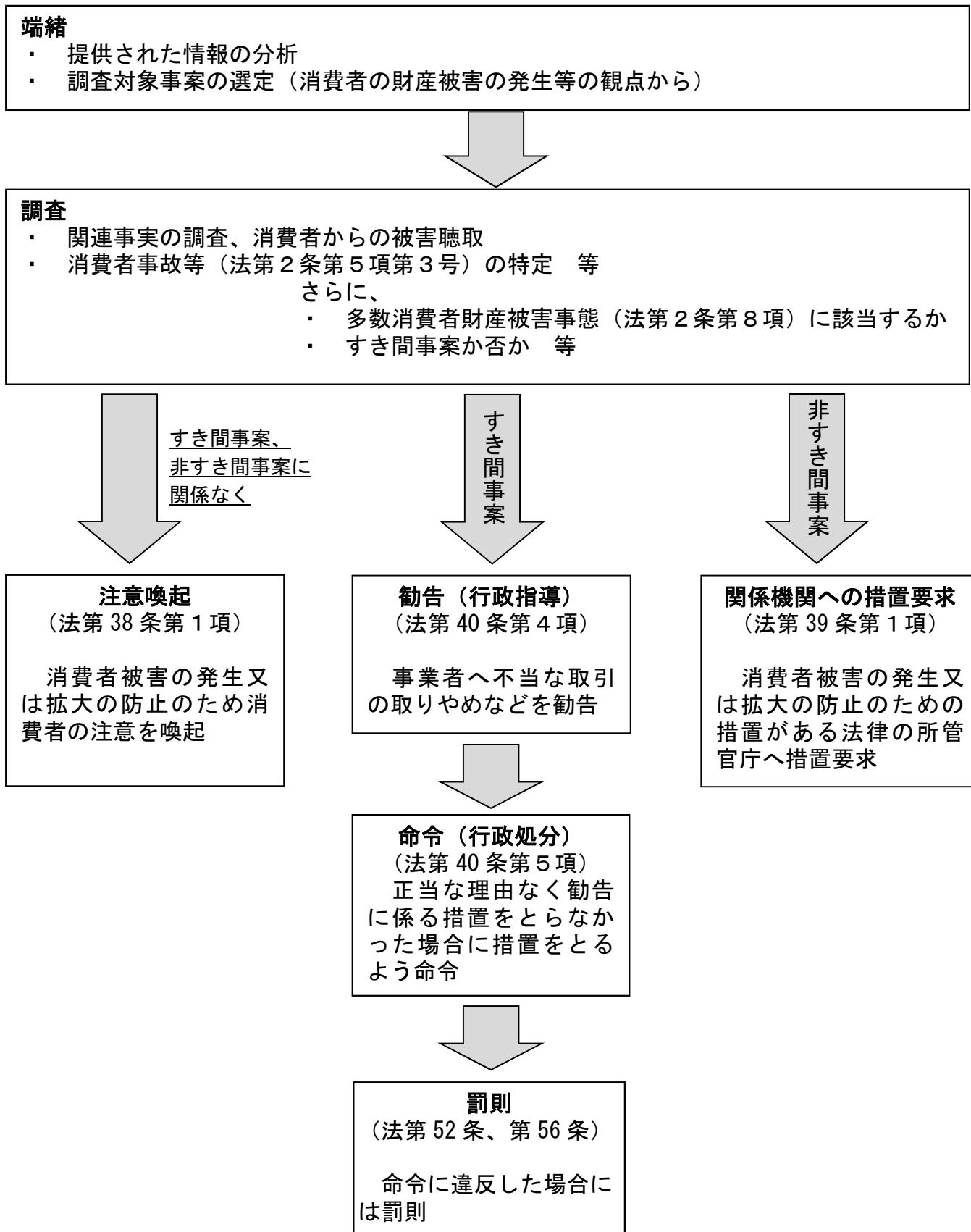
2 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案の概要（19件）

| No | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|----|-----------------|--|--|
| ⑧ | R2.12.1 注意喚起 | 株式会社RSが行う福利厚生サービスを掲載する会員専用サイトを利用させる役務の取引に関する注意喚起 | <p>① 株式会社アイエムエスジャパン（以下「アイエムエス」という。）は、個人事業主である佐藤彰芳（以下「佐藤」という。）と連携共同して、「BRIDGE ファーストクラスA」と称する福利厚生サービスを掲載する「BRIDGE」と称するオンラインモールのうち会員専用部分（以下「ブリッジサイト」という。）を利用させる役務（以下「本件役務」という。）を有償で提供する事業を行うとともに、紹介料等を收受し得ることをもって、本件役務の提供をあっせんする者を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）を行っており、佐藤と連携共同して、一連の連鎖販売業（以下「本件連鎖販売業」という。）を行っているところ、次の行為をしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件連鎖販売取引に係るアイエムエスの勧誘者は、本件連鎖販売取引に係る契約の解除を妨げるため、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人に対し、ブリッジサイトを利用した後も、特定商取引法第37条第2項に規定する書面（契約書面）を受領した日から起算して20日以内であれば、クーリング・オフを行うことができるにもかかわらず、あたかもブリッジサイトを利用した後はクーリング・オフができなくなるかのように告げていた（不実告知）。 ・ アイエムエス及び佐藤は、本件連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人と本件連鎖販売取引に係る契約を締結した際に、契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった（書面交付義務違反）。 <p>② 株式会社RS（以下「アールエス」という。）は、「プレミアムスタートプラン」又は「イージークラス会員」と称する、本件役務とほぼ同様の福利厚生サービスを掲載するオンラインモール（ショッピングサイト「market door」、求人サイト「work door」又はサービスサイト「value door」）のうち会員専用部分を利用させる役務を有償で提供するとともに、本件連鎖販売取引に係る規約と同様の規約を用いるなどして、本件連鎖販売取引と同様の連鎖販売取引を行う事業を行っていることなどから、アイエムエスによる前記①と同様の行為が今後アールエスにより繰り返し行われる可能性が高いと認められた。</p> |

| No | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|----|------------------|--|--|
| ⑨ | R3. 2. 4 注意喚起 | 株式会社エデュカルモチベーションズほか3事業者が行う学力診断テスト等の役務及び学習教材の訪問販売に関する注意喚起 | <p>① 株式会社 U-werk ホールディングス株式会社（以下「ユーウェルク」という。）及び株式会社ワンズウェイ（以下「ワンズウェイ」という。）は、「ニューレコード」と称する中学生向けの学習教材の売買契約並びに「検定診断」と称する学力診断テストの実施、同テストに関する成績表の作成及び同テスト結果の説明等の役務提供契約の勧誘に際し、長時間にわたり消費者宅に滞在し、勧誘の場に同席させた消費者の子を動揺させる言動をするなどして、消費者を、契約を締結するしかないという心境に追い込んで契約を締結させたり、契約を締結しない意思を表示した者に対し、繰り返し契約締結について勧誘をしたりしていた（威迫して困惑させる行為、再勧誘及び迷惑勧誘）。</p> <p>② ユーウェルクは、株式会社エデュカルモチベーションズ、株式会社 Mind Rise、株式会社エフェクトプラン及び株式会社 Shine プロ（以下「4事業者」という。）についても、ワンズウェイに対するのと同様に、各事業者の業務を指導監督し、各事業者の訪問販売事業を統率しており、また、ワンズウェイ及び4事業者の間では、訪問販売を行う担当地域等の入替えや社員の異動が度々行われていることから、ユーウェルク及びワンズウェイによる前記①の行為と同様の行為が、今後4事業者によって繰り返し行われる可能性が高いと認められた。</p> |

| No | 実施日 措置 | 事案名 | 概要 |
|----|----------------|---|--|
| ⑩ | R2.4.7 注意喚起 | デジタルプラットフォーム事業者が提供するショッピングモールサイトにおける偽ブランド品の販売に関する注意喚起 | <p>① 通信販売業者 13 事業者（以下「本件 13 通信販売業者」という。）は、いずれも、デジタルプラットフォーム事業者が提供するショッピングモールサイト（その URL が https://www.amazon.co.jp であるもの。以下「本件サイト」という。）において、その身元を隠して、偽ブランド品を、あたかも正規のブランド品であるかのように広告をすることによりそれぞれ販売していた（虚偽の広告）。</p> <p>② また、本件 13 通信販売業者の出品アカウントが停止された後も、本件サイト上で、複数の出品アカウントによって、虚偽の広告による偽ブランド品の販売が行われていることや、本件 13 通信販売業者のうち複数の事業者が使用していた売上の振込先口座や販売商品の返送先等として使用されていた共通の住所は、本件 13 通信販売業者以外の多数の出品者・出店者によっても使用されていたことから、今後、本件サイトや別のデジタルプラットフォーム事業者が提供する大手ショッピングモールサイトにおいて、多数の出品者・出店者が、同様の手口で身元を隠して、虚偽の広告による偽ブランド品販売を繰り返し行う可能性が高いと認められた。</p> |

消費者安全法（財産事案）に基づく事案調査の流れ



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7（略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4（略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2（略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的である商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)